

しずおか地域クラブ活動（地域指定種目クラブ）統括団体募集要項

第1章 総則

1 趣旨

国は、少子化の進行や教員の働き方改革の必要性の高まりなどを背景に、部活動の地域展開を推進しています。

静岡市（以下「市」という。）においても、中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に身近に親しめる環境を確保するため、中学校における部活動に代わる新たな活動の場として、2027年9月から「しずおか地域クラブ活動」を本格的に実施します。

静岡市では、部活動からしずおか地域クラブ活動への転換後も、中学生が部活動と同様の種目に取り組むことができるよう、営利を主たる目的としない「地域指定種目クラブ」を種目ごとに設けます。

地域指定種目クラブは、中学生に継続的かつ安定した活動機会を提供するため、複数の地域指定種目クラブを一体的に運営する団体（以下「統括団体」という。）のもとで運営します。

ついては、「しずおか地域クラブ活動」における地域指定種目クラブを運営する統括団体を募集します。

2 募集の目的

本募集は、しずおか地域クラブ活動における地域指定種目クラブを安定的かつ継続的に運営できる能力を有する統括団体を募集し、選定することを目的とします。

第2章 事業概要

1 事業名 しずおか地域クラブ活動（地域指定種目クラブ）運営事業

2 事業期間

統括団体の事業期間は、協定締結の日から2028年3月31日までとします。

ただし、協定は市と統括団体が協議の上、更新することができることとし、更新は当初の協定期間を含めて通算3か年度を上限とします。

3 対象者

市内に居住する全ての中学生を対象とします。市立中学校以外の生徒も参加可能です。

また、参加者については、クラブの活動内容等により、小学生や高校生を含めるなど、クラブを設置する団体等が柔軟に設定することができます。

4 運営の範囲

地域指定種目クラブの活動範囲として、近隣の2～3中学校区をまとめた1から16の「エリア」を設定します。さらに2～3エリアをまとめたAからFの「ブロック」を設定し、このブロックを統括団体の運営の範囲とします（別紙1参照）。統括団体は、希望するAからFのブロックのいずれか1つ以上を運営します。1つの統括団体が複数のブロックを運営することも可能です。

5 指定種目

①必須指定種目

- ・次の11種目を「必須指定種目」とし、当該種目のクラブを各エリアに設置します。

①サッカー ②バスケットボール ③バレーボール ④ダンス ⑤バドミントン ⑥陸上 ⑦野球 ⑧ソフトテニス ⑨卓球 ⑩総合スポーツ（※）⑪吹奏楽 ※総合スポーツ：特定の種目だけではなく、複数のスポーツ種目に取り組むもの
--

②選択指定種目

- ・「必須指定種目」に加え、次の種目のうちから1種目以上を「選択指定種目」として選択し、当該種目のクラブを各エリアに設置します。
- ・どの種目を選択するかは、各エリアのニーズや学校施設の状況等を踏まえ、市と統括団体が協議して決定します。

剣道 柔道 ハンドボール フットサル 空手 硬式テニス ソフトボール 新体操 ドッジボール 体操 ラグビー
--

6 地域指定種目クラブの設置の考え方

- ・地域指定種目クラブの人数の下限（以下「設定人数の下限」という。）を、種目ごとに下表のとおり設定します。中学校ごとの参加希望者数がこの人数以上の場合は、中学校単位で地域指定種目クラブを設置します。
- ・参加希望者数が設定人数の下限に満たない中学校がエリア内にある場合は、同一エリア内の他の中学校を拠点とする地域指定種目クラブに参加してもらいます。エリア内のいずれの中学校においても設定人数の下限を満たさない場合は、地域の実情等を踏まえてどのように設置するかを検討します。
- ・なお、上記の考え方を原則としますが、2027年度の地域指定種目クラブの設置については、現在の部活動の実態（すでにエリア制部活動を実施していることなど）も踏まえて柔軟に対応します。

種目	設定人数の下限	種目	設定人数の下限
サッカー	22人	野球	18人
バスケットボール	10人	ソフトテニス	10人
バレーボール	12人	卓球	10人
ダンス	10人	総合スポーツ	15人
バドミントン	10人	吹奏楽	10人
陸上	10人		

※選択指定種目の設定人数の下限については、市と統括団体が個別に協議して決定します。

7 定員

統括団体において定めてください。その際、種目ごとの設定人数の下限以上となるようにしてください。

8 保護者負担金

- ・地域指定種目クラブの保護者負担金は、参加生徒一人当たり月4,000円を上限とし、その範囲内で市と統括団体が協議して種目ごと決定します。クラブの維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な金額とします。
- ・その際、同じ種目であるにもかかわらず、統括団体が異なることで保護者負担金に大きな差が出ることはないよう、市と各統括団体との間で協議します。
- ・必要に応じて、毎月の保護者負担金とは別に、臨時的に経費（例：試合の遠征費など）を徴収することは可能とします。ただし、その執行状況については年度ごと市に報告し、市が適切な内容であるかどうかを確認します。

9 活動場所

必須指定種目、選択指定種目どちらのクラブも、活動場所は原則としてエリア内の市立中学校とし、詳細については、協定締結時に市と協議の上、エリアごとに決定します。

10 活動で使用する学校備品等

後日公開する学校備品一覧を基に、市と協議の上決定します。

11 活動日数・活動時間

- ・活動日数は、原則として、週当たり3日（土日以外の曜日2日、土日1日）とします。
- ・長期休業中（夏季休業（お盆休み）・冬季休業（年末年始））に一週間程度の休養期間を設定してください。

- ・活動時間は平日 1 日当たり 2 時間、土日祝 1 日当たり 3 時間、週当たり最大 7 時間を目安とします。
- ・学校施設の使用可能時間は以下のとおりです。最終的な活動日時の決定に当たっては、市及び学校と協議します。

平日：16時15分から19時まで（準備や打合せ、片付けを含む。）
土曜日、日曜日及び国民の祝日：8時から18時まで

第3章 業務内容

統括団体は、別添「しずおか地域クラブ活動（地域指定種目クラブ）統括団体業務仕様書」に基づき業務を実施する。

第4章 補助金

1 補助の目的

地域指定種目クラブを運営する統括団体には、地域クラブ活動へ転換後も、中学生がこれまでの部活動と同様の種目はもちろん、部活動になかった種目にも継続的に取り組むことができるよう、持続的かつ安定的な運営が求められます。

また、国のガイドラインでは、団体の主な収入である保護者負担金について、「活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること」と示されています。

そのため、静岡市は、団体の持続的、安定的な運営を支援するとともに、保護者の負担を軽減するため、地域指定種目クラブの統括団体に対して、補助金を交付します。

なお、補助金は議会の議決を経た上で交付します。

2 補助の概要

統括団体には、地域クラブ活動の持続的、安定的な経営を支援するため、その運営経費に対して補助金を交付します。

市は、市が示す運営経費の積算根拠を基に統括団体が算出した運営経費から、現時点で想定する参加者数から算出した年間の保護者負担金収入総額を差し引いた金額を補助金として交付します。

市が交付した補助金は、参加者を募集した結果、各種目の参加者数、クラブ設置数から算出した最終的な運営経費を基に精算を行います。

また、地域クラブ事業の開始初年度については、地域クラブ活動の円滑な立ち上げを支援するため、運営経費に対する補助金とは別に、活動開始に必要なとなる準備経費に対して支援も行う予定です。

※1 運営経費とは、統括団体が実際に地域指定種目クラブの運営に要した人件費（ブロックマネージャー、エリアマネージャー、総務・経理、指導者謝金）、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料（指導者分）、雑役務費、委託費等をいう。

【補助金交付のスケジュール案】

2027 年度

- 9 月 しずおか地域クラブ活動本格実施（一部の種目は4月から先行実施）
- 12 月 統括団体の運営実績に基づき、市が補助金を交付（9～11 月分）
- 3 月 統括団体が実績報告を提出後、5 月末までに市が補助金を交付（12～3 月分）
ただし、必要に応じて精算が必要な場合があります。

2028 年度

- 4 月 2028 年度しずおか地域クラブ活動開始
- 7 月 統括団体の運営実績に基づき、市が補助金を交付（4～6 月分）
- 10 月 統括団体の運営実績に基づき、市が補助金を交付（7～9 月分）
- 1 月 統括団体の運営実績に基づき、市が補助金を交付（10～12 月分）
- 3 月 統括団体が実績報告を提出後、5 月末までに市が補助金を交付（1～3 月分）
ただし、必要に応じて精算が必要な場合があります。

（参考）モデルケースにおける収支

静岡市は、市立中学校における現行の部活動の設置状況を基に、現時点で想定される各エリアの各種目の参加者数、クラブ設置数を算定し、複数のエリアをまとめたブロック単位の収支をモデルケースとして試算しました。

なお、この試算に用いた各エリアで想定される参加者数、クラブ設置数は別紙2のとおりです。応募時の提出書類となっている「収支計画書」を作成する際の参考としてください。

【用語の説明】

① 運営経費

運営経費には、人件費（ブロックマネージャー、エリアマネージャー、総務・経理、指導者謝金）、旅費、通信運搬費、印刷製本費、会議費、備品費、消耗品費、借料及び損料、保険料（指導者分）、雑役務費、委託費等が含まれています。

モデルケースでは市が試算した金額であるため、応募者は自らが運営することを想定して試算してください。

② 保護者負担金総額

各種目の保護者負担金は、市が統括団体と協議の上、種目ごとに決定しますが、試算では現行部活動における1人当たりの月額保護者負担金の平均額を参考に、便宜上、全種目一律1人当たり2,500円/月と仮定しています。

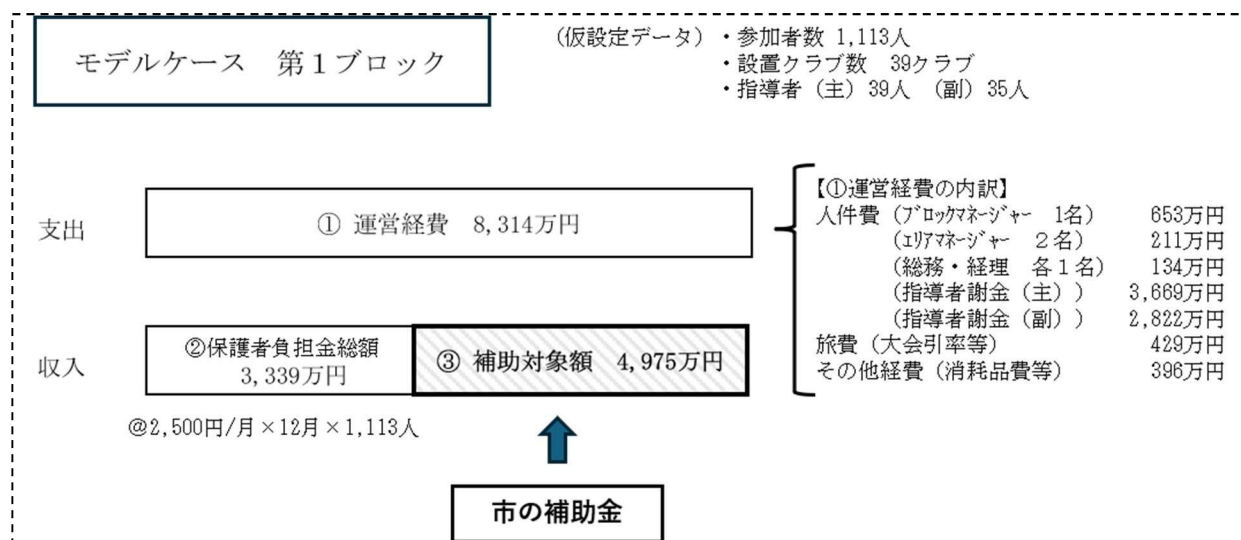
仮に、保護者負担金を2,500円/月とした場合に、統括団体が運営するクラブの全参加者から徴収した1年間分の負担金になります。

③ 補助対象額

①運営経費から②保護者負担金を引いた額。

【市の補助金算定】

市が統括団体へ交付する補助金は、「③補助対象額」が市の補助額になります。



(別紙2：設置する地域指定種目クラブ及び参加人数の試算 参照)

第5章 応募条件、欠格事項及び認定要件

1 応募条件

- (1) 法人その他の団体であること。ただし、法人格の有無は問わない。
- (2) 市内に主たる事業所を有すること。
- (3) 4人以上の構成員※で組織していること。

※代表、副代表、会計及び監事を置き、それぞれ異なる者を選任している団体であること。

(4) 複数の団体により構成される共同事業体の申請も可とする。この場合は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

ア 代表となる団体を定め、その団体を代表構成員として扱う。

イ 他の団体は、当該共同事業体のその他構成員として扱う。

ウ 単独で応募した団体は、他の地域指定種目クラブの共同事業体の構成員になることはできない。

エ 構成員は、複数の共同事業体の構成員を兼ねることはできない。

オ 共同事業体を構成する全ての団体が、第5章1 (1) から (3) までの条件を満たすこと。

カ 共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合にはこの限りでない。

2 欠格事項

次のいずれかに該当する団体は応募できません。

(1) 直近の1年間において、市税、法人税（法人格を有する団体に限る。）、消費税及び地方消費税を滞納している団体

(2) 暴力団等の反社会的勢力と関係を有している団体

(3) 法令又は条例の規定に反し、事業を適正に実施することが困難と認められる団体

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する手続中であり、事業を適正に実施することが困難と認められる団体

(5) その他、市長が統括団体として適当でないと認める団体

3 認定要件

国のガイドラインにおいて、地域クラブ活動の認定要件として7点が示されているため、これらを準用し、地域指定種目クラブの認定要件を以下のとおりとします。

各認定要件の具体的な確認事項は別紙3を参照してください。

【地域指定種目クラブの認定要件】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、中学生が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- ③ 市が定める上限額を超えない範囲で保護者負担金が設定されていること。
- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること。
- ⑦ 学校等との連携が適切に行われる体制が確保されていること。

第6章 応募手続

1 募集スケジュール

内 容	日 程
募集要項の公表	2026年9月16日
応募受付期間	2026年9月16日～10月26日
質問受付期間	2026年9月16日～9月25日
質問に対する回答期限	2026年9月30日
プレゼンテーション審査	2026年10月27日～11月2日
審査結果の通知	2026年11月6日
選定結果公表	2026年11月19日
協定の締結	2026年11月中

2 応募方法

応募は、市ホームページに掲載する電子申請システムにより受け付けます。

応募者は、電子申請システムに必要な事項を入力するとともに、「4」に掲げる提出書類を電子データにより添付し、期限までに提出してください。

3 応募期限

2026年10月26日（月）まで

4 提出書類

(1) 地域指定種目クラブ事業計画書（様式1）

(2) 地域指定種目クラブ収支計画書（様式2）

(3) その他添付書類（共同事業体の場合は、構成員となる全ての団体のもの）

ア 定款、規約又は会則等

イ 役員名簿

ウ 直近1年分の貸借対照表、収支計算書、損益計算書又はこれらに類する書類

エ 市税、法人税、消費税及び地方消費税に係る直近1年分の納税証明書

オ 共同事業体で応募する場合は、共同事業体の構成員を記載した書類

第7章 審査及び選定

1 審査方法

市は、応募者から提出された事業計画等について、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、統括団体（候補者）を選定します。

(1) 書類審査

応募者から提出された事業計画書、収支計画書等を基に書類審査を行います。

(2) プレゼンテーション審査

応募者にプレゼンテーションを行っていただき、審査基準に照らして審査します。日程については後日連絡します。(令和8年10月27日(火)～11月2日(月) 予定)

2 審査基準

統括団体(候補者)の選定は、事業計画書、収支計画書等の内容により、総合的に勘案して判断します。審査項目、配点については下表のとおりとします。

基本項目	審査項目	配点
1 活動計画がしずおか地域クラブ活動の目的を達成するためにふさわしいものであること	○事業計画の理念・方針 地域クラブ活動の理念を十分に理解し、市の方針や地域の実情を踏まえ、目的達成に向けた明確なビジョンが示されているか。	15点
2 活動計画が地域クラブ活動の効果的、効率的な運営を実現するものであること	○指導者確保、育成 指導者確保に関する具体的な計画が整っているか。また、指導者の資質向上に関する独自の取組があるか。	15点
	○安全管理、危機対応 事故防止、緊急時対応、指導者等の保険加入、ハラスメント防止、個人情報保護等の体制が十分か。	15点
	○参加者確保 市が行う広報等とは別に、参加者確保に向けた取組が具体的に示されているか。	15点
3 活動計画に沿った運営を行うために必要な物的、人的能力を有していると認められること	○組織体制、運営能力 運営責任者、事務局体制、役割分担が明確であり、安定した運営が期待できるか。	10点
4 運營業務を適切かつ円滑に行うための基礎を有していること	○財政状況、継続性 収支計画が妥当であり、運営継続性が期待できるか。	10点
	○活動実績 スポーツ・文化芸術に関する活動実績があるか。	10点
5 その他	○独自提案 地域クラブ活動参加者の満足度向上や地域課題解決につながる創意工夫があるか。	10点

3 選定方法

書類審査及びプレゼンテーション審査の審査結果に基づき統括団体（候補者）を選定します。

選定結果については、審査終了後、速やかに書面でお知らせします。

4 選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、市は統括団体の選定を取り消すことがあります。

- （１）応募資格を満たさなくなったと認められる場合
- （２）応募書類に虚偽の記載その他不正が判明した場合
- （３）市との協議が整わない場合
- （４）その他、市長が統括団体として不適当と認めた場合

第8章 選定後の手続

1 協定の締結

審査の結果選定された団体は、事業実施に必要な事項について市と協議の上、協定を締結します。

2 補助金交付申請

協定を締結した統括団体は、後日公開する市が別に定める補助金交付要綱に基づき、補助金を申請することができます。詳細は別途通知します。

第9章 活動開始後の責任及びリスク管理

1 法令等の遵守

統括団体は、関係法令、国のガイドライン、しずおか地域クラブ活動運営方針、協定書等を遵守し、適正に事業を実施してください。

2 安全管理

統括団体は、エリアごとに安全管理責任者を置き、参加者及び指導者の安全確保を最優先とし、事故防止及び安全管理に必要な措置を講じてください。

なお、安全管理責任者はブロックマネージャー又はエリアマネージャーが兼ねることを可能とします。

3 事故等への対応

活動中に事故、災害その他緊急事態が発生した場合は、統括団体は適切な応急対応を行うとともに速やかに保護者及び市へ報告してください。

4 保険

しずおか地域クラブ活動の参加者の保険については、市が取りまとめて加入し、その保険料は市が負担します。

ただし、事故発生時の初動対応、市への報告及び手続への協力は統括団体において行ってください。

指導者等については、統括団体において適切な保険に加入してください。

5 個人情報の保護

統括団体は、業務上知り得た個人情報を適切に管理し、個人情報の保護に関する法令を遵守してください。

6 報告及び市の確認

統括団体は、市が求める実績報告その他必要な書類を提出するとともに、市が実施する調査又は確認に協力してください。

7 事業の継続が困難となった場合

統括団体は、事業の継続が困難となるおそれが生じた場合は、8月までに市へ報告し、市と協議してください。

8 その他

活動開始後のリスク分担その他必要な事項については、協定書に定めます。

添付書類

別紙1 エリア及びブロックの区分け

別紙2 設置する地域指定種目クラブ及び参加人数の試算

別紙3 認定要件の具体的な確認事項

様式1 地域指定種目クラブ事業計画書

様式2 地域指定種目クラブ収支計画書

しずおか地域クラブ活動（地域指定種目クラブ）統括団体業務仕様書

しずおか地域クラブ活動（地域指定種目クラブ）運営に関する協定書（案）

しずおか地域クラブ活動運営方針（2026年3月）

部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（2025年12月）

ブロック及びエリアの区分け

別紙 1

区	ブロック	エリア	中学校名	地域指定種目クラブ名(仮称)
葵区	A	1	城内中 東中	城内・東地域(種目名)クラブ
		2	安東中 観山中	安東・観山地域(種目名)クラブ
		3	西奈中 竜爪中	西奈・竜爪地域(種目名)クラブ
	B	4	美和中 賤機中	美和・賤機地域(種目名)クラブ
		5	籠上中 末広中	籠上・末広地域(種目名)クラブ
		6	安倍川中 服織中	安倍川・服織地域(種目名)クラブ
駿河区	C	7	大里中 中島中	大里・中島地域(種目名)クラブ
		8	長田西中 長田南中 城山中	長田西南・城山地域(種目名)クラブ
	D	9	南中 高松中	南・高松地域(種目名)クラブ
		10	豊田中 東豊田中	豊田・東豊田地域(種目名)クラブ
清水区	E	11	清水第一中 清水第二中	清水一・二地域(種目名)クラブ
		12	清水第三中 清水第四中 清水第五中	清水三・四・五地域(種目名)クラブ
		13	清水第七中 清水第八中	清水七・八地域(種目名)クラブ
	F	14	清水第六中 清水飯田中	清水六・飯田地域(種目名)クラブ
		15	清水袖師中 清水庵原中 清水興津中	清水袖師・庵原・興津地域(種目名)クラブ
		16	蒲原中 由比中	蒲原・由比地域(種目名)クラブ

設置する地域指定種目クラブ及び参加人数の試算（人）

		野球		サッカー		ソフトニス			陸上		バスケ			バレー			バドミントン		卓球			吹奏楽		ダンス		総合スポーツ		選択種目		加入者数 合計	
		男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1	城内中 東中	12 20	32 21	24 45	26 22	48 34	59	15 12	16 11	31 23	23 18	41 18	18 61	79	18 25	11 13	29 38	30 35	65	18 25	43 25	18 25	43 25	18 25	43 25	18 25	43 25	264 373	637		
2	観山中 安東中	15 12	27 29	46	14 24	14 16	28 40	15 29	44	21 22	18 21	39 43	13 16	22 27	35 43	11 14	25	19 16	11 15	30 31	21 39	60	11 14	25 25	11 14	25 25	11 14	25 25	244 322	566	
3	西奈中 竜爪中	13 6	19 9	9	22 18	22 17	15 35	19 4	19	13 20	6 16	19 36	18 7	12 14	30 21	5 5	10	20 15	1 15	21 30	27 20	47	5 5	10 5	5 5	10 5	5 5	10 5	167 181	348	
4	美和中 賤機中	2 8	10 3	6	8 —	8 14	22	12 21	7	12 28	15 13	15 20	2 33	7 5	13 13	15 11	13 24	15 25	40	2 5	7 5	2 5	7 5	2 5	7 5	2 5	7 5	84 155	239		
5	籠上中 末広中	15	15	18 13	31	17 39	17 18	41 59	15	10	25	20	16	36	11	22	11	13	24	28	63	11 11	22 22	11 11	22 22	11 11	22 22	195 242	437		
6	服織中 安倍川中	5 5	10	20 1	21	17 —	17	18 18	18	15 18	9 6	24 24	28 8	22 8	50 8	27 2	29	20 8	9 15	29 23	24 15	39	14 2	16 2	14 2	16 16	14 2	16 16	256 84	340	
7	大里中 中島中	9 7	16	29 4	33	26 11	22 11	48 11	22 6	16 3	4 4	20 7	20 11	24 11	44 11	32 2	34	13 19	24 4	37 23	48 17	65	13 2	15 2	13 2	15 15	13 2	15 15	328 94	422	
8	長田西中 長田南中 城山中	15 18 11	44	8 3	29	27 4	30 4	57 4	22 23	65	20 20	11 18	31 38	20 16	18 25	38 41	14 17	34	14 18	25 9	39 27	18 29	69	14 17 3	34 34	14 17 3	34 34	14 17 3	34 34	274 308 109	691
9	高松中 南中	10 14	24	15 32	47	20 10	12 10	32 10	20 39	59	11 11	7 13	18 24	15 16	10 11	25 27	11 8	19	18 15	19 15	37 30	27 23	50	11 8	19 19	11 8	19 19	11 8	19 19	228 231	459
10	東豊田中 豊田中	18 7	25	24 15	39	23 21	20 20	43 41	29 19	48	17 14	17 10	15 24	26 16	41 33	13 24	37	21 22	18 22	39 22	26 43	69	13 10	23 23	13 10	23 23	13 10	23 23	289 258	547	
11	清水一中 清水二中	8 6	14	15 21	36	23 29	11 27	34 56	13 13	13	10 22	10 13	10 35	13 20	13 20	6 12	18	18 18	14 13	14 31	6 27	33	6 12	18 18	6 12	18 18	6 12	18 18	124 257	381	
12	清水三中 清水四中 清水五中	2 3 4	9	10 18 9	37	24 21 12	11 21	11 45 12	8 8	8	12 12	11 4	23 4	15 4	19 4	34 4	3 3	6	8 2	— 10	11 6	33	3 3	6 6	3 3	6 6	3 3	6 6	53 159 45	257	
13	清水七中 清水八中	18 4	22	27 11	38	18 29	32 11	50 40	33 33	16 6	16 7	32 13	30 13	22 13	52 13	16 5	21	25 13	25 13	50 13	41 28	69	16 5	21 21	16 5	21 21	16 5	21 21	367 142	509	
14	清水六中 清水飯田中	6 4	10	21 10	31	25 21	13 25	38 46	13 24	37	8 17	13 12	21 29	15 11	15 13	9 24	15 6	11 7	7 10	18 17	28 18	46	9 6	15 15	9 6	15 15	9 6	15 15	196 196	392	
15	清水庵原中 清水袖師中 清水興津中	4 1 11	16	1 8 9	18	— — 20	— — 20	— — 20	12 12	12	12 11 13	6 6 14	18 17 27	16 3 11	4 8 11	20 11 22	5 5 5	10	16 16	— 16 —	18 21 9	48	5 5	10 10	5 5	10 10	5 5	10 10	61 106 118	285	
16	蒲原中 由比中	— —	5 12	17	11 5	11 5	— —	— —	— —	12 7	11 9	23 16	8 9	8 9	8 9	— —	— —	— —	— —	— —	15 10	25	— —	— —	— —	— —	— —	— —	62 52	114	
		293	483		907		524		759		891		366		728		821		284		284		284		284		6, 624				

各種目の設定人数の下限	18	22	10	10	10	12	10	10	10	10	10	10
-------------	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----	----

【人数・クラブ数の算定について】

- ・本表は、2026年5月時点の中学校部活動への加入状況を基に、現在の部活動加入者の70%が地域指定種目クラブに参加するものと仮定して算出しています。
- ・バドミントン、ダンス、総合スポーツ、選択種目は、現在の部活動では設置されていない（または設置されていない学校が多い）ため、指定種目以外の部活動の加入者数を基に、4クラブに均等に割り振って試算しています。
- ・空欄は、現在、部活動として未設置または休部等により、活動していない種目です。
- ・表中の太枠は、現時点で設置を想定している地域指定種目クラブを示しています。
- ・2026年9月3日公表資料で示した、地域指定種目クラブにおける「種目ごとの設定人数の下限の目安」は、地域指定種目クラブを中学校単位で設置するか、エリア単位で設置するかを決めるものであるため、設定人数の下限を下回る場合でも一定数の参加者がいると見込まれる場合は、クラブを設置すると仮定して算出しています。
- また、指導者数については、各クラブの参加者数に応じて、安全かつ適切な活動を行うために必要な人数を確保することを基本として設定しました。
（指導者数：参加者が13人以上の場合…2人以上、参加者が12人以下の場合…1人以上）
- ・本表の人数及びクラブ数は、現時点での試算値（目安）であり、実際の参加人数やクラブの設置数を確定するものではありません。

設置する 地域クラブ数	(内、12人以下 のクラブ)	(内、13人以上 のクラブ)	必要な 指導者数	(内、 主指導者数)	(内、副指導者 数)
18	0	18	36	18	18
18	0	18	36	18	18
17	5	12	29	17	12
16	8	8	24	16	8
16	0	16	32	16	16
16	2	14	30	16	14
17	3	14	31	17	14
22	1	21	43	22	21
18	1	17	35	18	17
18	0	18	36	18	18
17	0	17	34	17	17
16	11	5	21	16	5
17	0	17	34	17	17
18	1	17	35	18	17
18	7	11	29	18	11
8	3	5	13	8	5
270	42	228	498	270	228

認定要件の具体的な確認事項

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、中学生が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。

＜確認事項＞

- 中学生※₁の自主的・主体的な参加による活動※₂であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、中学生が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
- 静岡市内に居住する中学生を主な対象とした活動であること。なお、競技力強化等の観点から広域から中学生を集めることは認められない。
- 選抜等を行わず、参加を希望する中学生を広く受け入れること。※₃

※₁ 中学生を主な対象とするが、小学生や高校生等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。

※₂ 小学生・中学生へのアンケート調査や中学生によるワークショップ、中学生による活動目標・活動計画・役割分担等の話し合いなど中学生のニーズや意見等が反映される仕組みを設けるとともに、中学生のニーズに応じた多種多様なプログラムを提供することが期待される。

※₃ 部活動の地域展開は、障害のある中学生や運動・文化芸術活動が苦手な中学生等を含め、全ての中学生がそれぞれの希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境を整備することを理念としており、そのことを十分に踏まえて対応すること。

- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。

- 活動日数は、原則として週当たり3日（土日以外の曜日2日、土日1日）、目安として、最低でも週1日以上実施すること。
- 長期休業中（夏季休業（お盆休み）・冬季休業（年末年始））にそれぞれ一週間程度の休養期間を設定すること。
- 活動時間は平日1日当たり2時間、土日祝1日当たり3時間、週当たり最大7時間を目安とすること。
- 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定・公表することに同意すること。

- ③ 静岡市が定める上限額を超えない範囲で保護者負担金が設定されていること。

- 参加者一人当たり月額4,000円を上限とし、地域の実情や競技種目等の特性等に応じて、地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限

り低廉な保護者負担金が設定されていること。

④ 適切な指導の実施体制が確保されていること。

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加中学生同士のこうした行為も許さないことを誓約すること。※¹
- 静岡市が定める研修を必ず受講し、静岡市に登録された指導人材が活動に携わること。※²
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。※³

※¹ こども性暴力防止法に基づく認定制度の活用も含め、指導人材による不適切行為の防止を徹底。誓約の方法については、決定し次第市から通知する。

※² 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、決定し次第市から通知する。

※³ 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、統括団体の職員等による巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為の防止を図ること。

⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること。

- 中学生の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、静岡市や中学校と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 統括団体として選定された場合は、静岡市、中学校等と協議を行い、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化すること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 指導人材が自身のけが等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入すること。

⑥ 適切な運営体制が確保されていること。

- 統括団体において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること※¹
 - ・ 団体の目的
 - ・ 役員（代表、副代表、会計、監事※²）の選任・解任に関すること
 - ・ 総会の運営など団体の意思決定に関すること
 - ・ 会員の入退会、参加費等に関すること
 - ・ 予算・決算の審議・承認に関すること

○ 公正かつ適切な会計処理を行い、透明性を確保するために関係者に対する情報開示を適切に行うこと。

○ 営利を主たる目的とせずに運営すること。※3

○ 大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 日本スポーツ協会の総合型地域スポーツクラブ登録制度の登録クラブの場合には、確認事項の一部を満たしていると判断することも考えられる。

※2 団体の持続的・安定的な運営を確保するとともに、適切なガバナンスを確保する観点から、原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。

※3 統括団体が非営利団体（特定非営利活動法人、一般・公益社団法人、一般・公益財団法人など組織構成員に利益を分配しない団体）ではなく、株式会社の場合には、収支計画書において保護者負担金等の金額、人件費、諸謝金の単価等を確認し、営利を主たる目的としたものではないことを確認する。

⑦ 学校等との連携が適切に行われる体制が確保されていること。

○ 地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を中学生の在籍する中学校等と共有すること。

○ 中学生の活動状況や活動実績等について、中学生の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。

○ 静岡市が中学校と連携して中学生・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。

○ 活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教師等による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、静岡市や中学校と必要な連絡調整を行うこと。